



鳥取県公報

平成16年 9月17日(金)
第 7 6 2 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	湯梨浜町及び南部町の人口(670)(市町村振興課).....	1
	生活保護法による医療機関の指定(671)(福祉保健課).....	1
	生活保護法による医療機関の変更の届出(672)().....	2
	生活保護法による診療所及び薬局の廃止の届出(673)().....	2
	指定居宅サービス事業者の指定(674)(長寿社会課).....	2
	指定居宅介護支援事業者の指定(675)().....	3
	結核予防法による医療機関の指定(676)(健康対策課).....	3
	結核予防法による医療機関の指定の辞退(677)().....	4
	銃猟禁止区域の設定の一部改正(678)(環境政策課).....	4
	港湾隣接地域の変更についての公聴会の開催(679)(空港港湾課).....	5
調達公告	随意契約の相手方の決定(出納室).....	6

告 示

鳥取県告示第670号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第177条第1項第1号の規定による湯梨浜町及び南部町の人口は、次のとおりである。

平成16年 9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

町の名称	人 口
湯梨浜町	17,381人
南 部 町	12,210人

鳥取県告示第671号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
すえひろ生協診療所	鳥取市弥生町347	平成16年8月1日
ウェルネス薬局東福原店	米子市東福原一丁目6-16	平成16年8月16日
明治町薬局	倉吉市明治町1031-34	〃
ジャスコ鳥取北店調剤薬局	鳥取市晩稲100-1	平成16年9月7日
大山口薬局	西伯郡大山町末長292-7	〃

鳥取県告示第672号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変更年月日
さくらんぼ薬局	米子市皆生新田二丁目1-9	平成16年8月17日

鳥取県告示第673号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
すえひろ生協診療所	鳥取市末広温泉町211	平成16年7月31日
明治町薬局	倉吉市明治町1031-8	平成16年8月15日

鳥取県告示第674号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
鳥取商事株式会社 代表取締役 轟義友	鳥取市南吉方一丁目63-1	デイサービスセンターのどか	鳥取市相生町二丁目452-1	通所介護	平成16年 8月25日

有限会社兵庫福祉保険サービス 代表取締役 芝吹希代志	兵庫県神戸市須磨区戎町一丁目2 - 5	松風の郷デイサービスセンター	岩美郡岩美町大字陸上494	通所介護	平成16年8月30日
〃	〃	グループホーム松風の郷東浜	〃	痴呆対応型共同生活介護	〃
株式会社コムスン 代表取締役 折口雅博	東京都港区六本木六丁目10 - 1	株式会社コムスン倉吉中央ケアセンター	倉吉市上井359 - 9	訪問介護	〃
株式会社べるびゅー大栄 代表取締役 砂原博士	東伯郡大栄町大字六尾604 - 1	株式会社べるびゅー大栄	東伯郡大栄町大字六尾604 - 1	〃	〃
株式会社ニチイ学館 代表取締役 寺田明彦	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	アイリスケアセンター大栄	東伯郡大栄町大字西園506 - 1	〃	〃
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会 会長 川上祐一	東伯郡琴浦町大字浦安123 - 1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123 - 1	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護	平成16年9月1日
〃	〃	〃	東伯郡琴浦町大字赤碕1113 - 1	福祉用具貸与	〃
有限会社あさひほーむ 代表取締役 青木輝昭	鳥取市湖山町北四丁目825	あさひほーむ	倉吉市昭和町二丁目236	〃	平成16年9月7日

鳥取県告示第675号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123 - 1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123 - 1	平成16年9月1日

鳥取県告示第676号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
琴浦町国民健康保険直営赤碕診療所	東伯郡琴浦町大字赤碕1920 - 74	平成16年9月1日

鳥取県告示第677号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	辞退年月日
赤碕町国民健康保険直営赤碕診療所	東伯郡赤碕町大字赤碕1920 - 74	平成16年8月31日

鳥取県告示第678号

平成14年鳥取県告示第544号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正する。

平成16年9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
名 称	区 域	存続期間	面積	名 称	区 域	存続期間	面積
略				略			
東伯銃猟 禁止区域	東伯郡琴浦町大字徳万 地内の県道東伯野添線と 西日本旅客鉄道株式会社 山陰本線との交点を起点 とし、同所から同線を東 方に進み、琴浦町と大栄 町との境界に至り、同境 界を南方に進み、県道福 永由良線に至り、同県道 を南西に進み、町道槻下 法万線に至り、同町道を 南方に進み、県道倉吉東 伯線に至り、同県道を北 西に進み、農道に至り、 同農道を南西に進み、町 道槻下南団地1号線に至 り、同町道を西方に進み、 町道伊勢野齊尾線に至り、 同町道を西方に進み、町 道齊尾鳥池線に至り、同 町道を南東に進み、農道 に至り、同農道を西方に 進み、町道森藤伊勢野線	平成14年 11月1日 から平成 24年10月 31日まで	855ヘ クター	東伯銃猟 禁止区域	東伯郡東伯町大字徳万 地内の県道東伯野添線と 西日本旅客鉄道株式会社 山陰本線との交点を起点 とし、同所から同線を東 方に進み、東伯町と大栄 町との境界に至り、同境 界を南方に進み、県道福 永由良線に至り、同県道 を南西に進み、町道槻下 法万線に至り、同町道を 南方に進み、県道倉吉東 伯線に至り、同県道を北 西に進み、農道に至り、 同農道を南西に進み、町 道槻下南団地1号線に至 り、同町道を西方に進み、 町道伊勢野齊尾線に至り、 同町道を西方に進み、町 道齊尾鳥池線に至り、同 町道を南東に進み、農道 に至り、同農道を西方に 進み、町道森藤伊勢野線	平成14年 11月1日 から平成 24年10月 31日まで	855ヘ クター

<p>に至り、同町道を南方に進み、町道金屋鳥池線に至り、同町道を南東に進み、農道に至り、同農道を南方及び西方に進み、県道東伯関金線に至り、同県道を南方に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南西へ進み、県道法万大栄線に至り、同県道を西方に進み、県道東伯野添線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>に至り、同町道を南方に進み、町道金屋鳥池線に至り、同町道を南東に進み、農道に至り、同農道を南方及び西方に進み、県道東伯関金線に至り、同県道を南方に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南西へ進み、県道法万大栄線に至り、同県道を西方に進み、県道東伯野添線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

鳥取県告示第679号

米子港に係る港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項に規定する港湾隣接地域の変更についての公聴会を開くので、同法第37条の2第2項の規定により、その期日、場所及び変更しようとする港湾隣接地域を次のとおり告示する。

平成16年9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 期日 平成16年9月22日（水） 午後7時30分から
- 2 場所 彦名6区公民館（米子市彦名町4401）
- 3 港湾隣接地域を変更しようとする地域

昭和40年鳥取県告示第189号（港湾隣接地域の指定について）で指定した米子港に係る港湾隣接地域に、次の地域を加える。

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

- 基点1 米子市彦名町字乗越川三地内の護岸標杭（彦名町字乗越川三1962 - 2）
- 基点2 基点1から57度10分 7.0メートルの点（ " 字乗越川三1962 - 1）
- 基点3 基点2から327度10分 34.0メートルの点（ " 字乗越川三1962 - 1地先無番地）
- 基点4 基点3から306度40分 92.0メートルの点（ " 字学校下四3127 - 1）
- 基点5 基点4から10度40分 1.5メートルの点（ " 字学校下四3127 - 1）
- 基点6 基点5から309度40分 38.5メートルの点（ " 字学校下四3136 - 2）
- 基点7 基点6から309度40分 39.0メートルの点（ " 字学校下四3141）
- 基点8 基点7から309度40分121.0メートルの点（ " 字高瀬四3172 - 1地先無番地）
- 基点9 基点8から309度40分 15.5メートルの点（ " 字高瀬四3177 - 1）
- 基点10 基点9から352度00分 1.5メートルの点（ " 字高瀬四3177 - 1）
- 基点11 基点10から42度10分 17.5メートルの点（ " 字高瀬四3177 - 1）
- 基点12 基点11から41度50分 18.0メートルの点（ " 字高瀬四3177 - 1）
- 基点13 基点12から39度30分 16.5メートルの点（ " 字高瀬四3178）
- 基点14 基点13から312度00分 22.5メートルの点（ " 字大吉灘3208）
- 基点15 基点14から222度30分 19.5メートルの点（ " 字大吉灘3208）
- 基点16 基点15から306度30分 21.0メートルの点（ " 字大吉灘3214 - 1）
- 基点17 基点16から306度40分 24.0メートルの点（ " 字大吉灘3227 - 1）

- 基点18 基点17から355度10分 5.0メートルの点 (" 字大吉灘3226)
基点19 基点18から334度00分 16.5メートルの点 (" 字大吉灘3229)
基点20 基点19から306度30分 27.0メートルの点 (" 字大吉灘3235)
基点21 基点20から303度30分 9.5メートルの点 (" 字大吉灘3235地先無番地)
基点22 基点21から217度50分 4.0メートルの点 (" 字大吉灘3235地先無番地)
基点23 基点22から303度10分 8.5メートルの点 (" 字大吉灘3238 - 2)
基点24 基点23から303度10分 26.0メートルの点 (" 字大吉灘3238 - 1)
基点25 基点24から213度10分 2.5メートルの点 (" 字大吉灘3239)
基点26 基点25から316度50分 4.4メートルの点 (" 字大吉灘3239地先無番地)
基点27 基点26から221度00分 0.3メートルの点 (" 字大吉灘3239地先無番地)
基点28 基点27から311度00分 3.8メートルの点 (" 字敷中下四地内の護岸標杭)

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年9月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達物品の名称及び数量 除雪トラック 3台
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成16年8月23日
- 4 契約の相手方の名称及び いすゞ自動車中国株式会社 山陰販売 鳥取事業部
所在地 鳥取市安長171 - 1
- 5 契 約 金 額 68,880,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号に該当
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県出納局出納室
及び所在地 鳥取市東町一丁目220